

# 広域水道常任委員会記録

令和5年7月19日（水）

神奈川県内広域水道企業団議会

## 広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和5年7月19日(水)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 森 正明 副委員長 本石 篤志  
委員 嶋村 ただし 委員 桐生 秀昭  
委員 山下 正人 委員 尾崎 太  
委員 花上 喜代志 委員 橋本 勝  
委員 木庭 理香子 委員 川島 雅裕
- 4 委員外議員 議長 佐藤 祐文
- 5 議事説明者 企業長 浅羽 義里 副企業長 山隈 隆弘 理事 秋元 康由  
危機管理室長 三橋 俊郎 総務部長 津田 宏 浄水部長 小池 健一  
建設部長 依田 一仁  
ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 大江 伸治 ほか書記5名
- 7 議事日程
  - 第1 委員長の互選
  - 第2 副委員長の互選
  - 第3 業務状況関係の調査
  - 第4 県内調査及び県外調査について

## ○大江事務局長

ただいまから広域水道常任委員会が開催されるわけですが、正副委員長の互選を行うため、委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員に委員長の職務を行っていただくことになっております。したがいまして、花上喜代志委員に臨時委員長の職務をお願いいたします。

(花上臨時委員長着席)

## ○花上臨時委員長

規定によりまして臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから広域水道常任委員会を開会いたします。

これより日程に従い調査を行います。

日程第1、委員長の互選を行います。

おはかりいたします。

委員長の互選の方法につきましては、私から指名して選任することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○花上臨時委員長

ご異議がないと認め、委員長に森正明委員をご指名申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、森委員を委員長に決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○花上臨時委員長

ご異議がないようでございますので、森委員が委員長に決定いたしました。

それでは、委員長を交代いたします。

## ○森委員長

ただいま皆様方のご推薦によりまして私が広域水道常任委員会の委員長に就任することができ、まことに光栄に存じます。微力ではございますけれども、皆様方のご協力をいただき、委員長の職務を全うさせていただきたいと思っておりますのでどうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続いて日程第2、副委員長の互選を行います。

おはかりいたします。

副委員長の互選の方法につきましては私から指名して選任することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

ご異議がないと認め、副委員長に本石篤志委員をご指名申し上げます。

ただいま申しあげましたとおり、本石委員を副委員長に決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

ご異議ないと認めます。よって、本石委員が副委員長に決定いたしました。

○本石副委員長

ただいま、ご指名によりまして、私が広域水道常任委員会の副委員長に就任することとなりました。委員長のもと、皆様のご協力をいただきまして、副委員長の職を全うさせていただきたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

○森委員長

これより日程第3、業務状況関係の調査を行います。

委員長といたしましては、日程第3について、当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば委員会として、当局に要求というように考えておりますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

これより日程第3、業務状況関係の調査を行います。

なお、今後の当委員会における当局の説明は着席にて行ってください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

山隈副企業長。

○山隈副企業長

それでは、着座のまま説明をさせていただきます。広域水道常任委員会資料（事務事業の概要）の表紙をご覧ください。

まず表紙の方をご覧ください。

Iの企業団の概要につきましては私から、IIの企業団の基幹計画とIVの神奈川県内の水道事業をめぐる動きについては、依田建設部長から、IIIの令和5年度予算の概要については津田総務部長からそれぞれ説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

企業団の概要の1 企業団の設立経過と位置付けでございますが、企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の4構成団体によりまして、昭和44年5月に設立をされました。設立から54年が経過をしております。

設立の背景ですが、構成団体は県内の水需要に対応するため、相模川水系を、相模ダム、城山ダムの建設などによりまして、共同で開発してきましたが、昭和50年代の増大する水需要に対処するため、さらに新たな水源の確保が必要となり、次に掲げた4つの目的を持って企業団を設立いたしました。

4つの目的ですが、水道用水の広域的有効利用、重複投資の回避、施設の効率的配置と管理、国庫補助金の導入でございます。

(4) 企業団の位置付けでございますが、まず企業団についてですが、複数の地方公共団体が行政サービスなどの一部を共同で行うために設ける組織、一部事務組合のうち、地方公営企業の経営に関する事務を共同で行うものを「企業団」とっております。

企業団が行っておりますのは水道用水供給事業でございますが、企業団では、県民・市民の皆様へ直接水をお届けするのではなく、水道事業者へ水道用水を供給する水道用水供給事業、水の卸売業を行っております。

2 組織概要ですが、(1) 企業長と副企業長についてですが、企業長は4構成団体の首長から共同任命されております。副企業長は企業長が議会の同意を得て選任をいたします。

(2) 企業団組織、本年4月1日現在でございますが、1室3部19所属ございまして、再任用職員を含めまして375名の体制でございます。

(3) 企業団議会ですが、議員定数は11名ございまして、各構成団体の人数は配分水量の割合に基づいて決定されております。

2ページをご覧ください。3 施設の概要です。

(1) 2つの建設事業による2水系一体の水運用についてですが、これまで創設事業と相模川水系建設事業(第1期)の2つの建設事業を実施してまいりました。

下の表をご覧ください。まず真ん中の列でございますが、酒匂川水系におきまして、企業団創設後直ちに創設事業に取り組みました。工期は10年で昭和54年に完成をいたしております。

この創設事業で建設した施設でございますが、まず三保ダムでございます。これは多目的ダムでございますが、企業団が水道用水として利用する割合が84.3%。その他治水発電がそれぞれ、15.2%、0.5%となっております。

このダム建設によりまして、開発した水量は1日当たり156万立方メートルでございます。

そして、ここのダムで貯めた水を取水するために、飯泉取水堰を建設いたしました。そして、飯泉取水堰から各浄水場まで 43 キロの導水管を敷設しております。

そして、浄水場としては伊勢原、相模原、西長沢の 3 つの浄水場を作りました。

そして、各浄水場から構成団体に渡すまでの間に送水管を、203 キロ。この 203 キロは、後に行った拡張事業と合わせて 203 キロとなっております。

給水地点と申しますのは、各構成団体に渡す地点のことでございます。創設事業では 25 地点設けております。事業費は 2,892 億円。財源の内訳はご覧の通りとなっております。

右側をご覧ください。相模川水系におきまして、拡張事業として、相模川水系建設事業（第 1 期）を行っております。こちらは工期が 28 年、平成 18 年に完成をいたしております。建設した施設といたしましては、まず宮ヶ瀬ダムがございます。こちらが多目的ダムでございまして、企業が水道用水の原水として使う割合が 62% となっております。

このダム建設によって開発した水量は 1 日当たり 130 万立方メートル。そしてこの水を取水するために、相模大堰を建設いたしました。導水管が 14 キロ。そして、綾瀬浄水場を建設し、先に創設事業で建設した相模原浄水場を強化いたしております。構成団体への給水地点は 17 地点、事業費は 7,330 億円かかっております。

上の文章の方にお戻りいただきまして、この建設事業によって、神奈川県下の主要河川である酒匂川及び相模川からの取水・導水による相互融通運用のシステムが構築され、効率的かつ安定的な水道用水の供給が可能となっております。

なお 8 月 2 日の県内調査におきまして、宮ヶ瀬ダム、相模大堰などをご覧いただく予定としております。

次に（2）の主な施設でございます。

まず左側が取水施設でございまして、飯泉取水堰は 1 日最大取水量が 156 万 4,300 立方メートル。これは先ほどご説明いたしました、創設事業で開発した水量の全量を取水することができる施設となっております。その下の相模大堰でございますが、こちらの 1 日最大取水量は 62 万 1,000 立方メートル。これは拡張事業で開発した水量 130 万立方メートルの約半分を、第 1 期事業で取水できるようにしたものでございます。

そしてこれらの 2 水系を一体的に運用しながら、右の 4 つの浄水場で浄水をしております。西長沢浄水場が最も大きな浄水場となっております。

その下でございますけれども、ただいま申し上げました1日最大取水量も1日最大浄水能力もいずれも合計いたしますと、218万5,300立方メートルとなっております、このように、企業団の水道施設を使用して水道用水を作る事業を直営事業と呼んでおります。

その他に、寒川事業というのがございまして、これは先ほど申しました宮ヶ瀬ダム開発水の、相模大堰で取らなかった部分を構成団体の水道施設を暫定的に使用して、企業団が構成団体に浄水委託をして、水道用水にしている部分でございます。これが1日当たり65万9,600立方メートルを最大で浄水できるようになっております。

この合計の284万4,900立方メートルというのは、全国で67者、水道用水供給事業者がありますけれども、そのうち最大の能力となっております。

3ページをご覧ください。

(3)の施設の全体図でございますが、下の神奈川県の色のあるところが4構成団体の給水エリアでございます、県民の9割を超える約850万人に給水をしております。

企業団はこのエリアに効率的に水を配るために、2つの取水堰と4つの浄水場などの水道施設を効率的に配置しております。

そして42ヶ所の給水地点、図の中では三角で表しておりますが、給水地点で構成団体に水供給をしております。そして、この三ツ境の本庁舎に併設をされました水運用センターで広域的に水供給を管理しております。そして、相模大堰の脇の社家の管理事務所に設置をしております、広域水質管理センターで広域的に水源水質を管理しております。

(4)2水系一体の水運用についてですが、これが企業団の水道システムの大きな特徴となっております。

下の図をご覧ください。

左側の三保ダム建設による開発水を、飯泉取水堰で取水をいたしまして、右斜め上を見ていただいて、伊勢原浄水場、相模原浄水場、西長沢浄水場、この3つの浄水場で浄水をしておりますが、これが酒匂川系統でございます。

そしてその右側でございますが、宮ヶ瀬ダムの開発水を相模大堰で取水をいたしまして、右上の綾瀬浄水場で浄水をしております。これが相模川系統でございます。

この2つの系統が社家のポンプ場から伊勢原浄水場に引いた導水管で繋がっております。そして平常時は、社家ポンプ場から伊勢原浄水場方面に水を流しております。これは、ここに書いてありますとおり、社家ポンプ場から伊勢原浄水場までポンプアップで55メートル。一方の飯泉取

水堰から伊勢原浄水場までは、70メートル上げなければいけないということで、エネルギーコストが有利な社家から伊勢原というのを、平常時はこのような水の運用をしております。

その一方で相模川系統で水質事故等があった場合には、反対にも水を流せるようになっております。

この仕組みが企業団の安定給水というものに大きく貢献をしております。

4ページをご覧ください。

4 事業概要ですが、(1) 企業団からの水道用水供給とそれに対する構成団体の料金負担でございますが、県民・市民の皆様が水道局に支払う水道料金の中には、企業団から供給を受けている水道水の費用、受水費も原価として含まれております。

下の図をご覧ください。

まず左側からですが、企業団が構成団体に水道水の供給をいたしまして、構成団体は自己所有の浄水場で作った水道水と合わせて水道水を水道利用者に供給をしております。そして利用者の皆様から水道料金を徴収し、その一部を企業団に受水費として支払っていただいております。

その下の(2) 年間供給水量と用水供給料金についてでございます。

令和3年度の実績でございます。まず4構成団体の給水人口約850万人は、県民の約9割となっております。そして4構成団体の給水量に占める企業団からの受水量は約5割となっております。

下の左のグラフをご覧ください。

それぞれ構成団体で若干のばらつきがありますが、全体で見ますと、ちょうど5割ぐらいが各構成団体の年間給水量に占める企業団からの受水量の割合となっております。

一方その右側でございますが、今度は各構成団体の総費用に占める企業団に支払う受水費の割合でございますが。こちらは大体4分の1程度となっております。

このように、受水量は50%に対し、費用は25%ぐらいということになっているわけですが、これは各家庭までの配水管の整備あるいはその維持管理、それから水道メーターの設置、料金の徴収事務、これらを構成団体が企業団の水の分も含めて行っている末端給水にかかる経費が含まれているために、このような数字となっております。企業団と構成団体とは、その費用構造が全く異なるということからこのようなこととなっております。

企業団の概要についての私からの説明は以上でございます。

#### ○森委員長

依田建設部長。



## ○依田建設部長

それでは、5ページをお開きください。

Ⅱ 企業団の基幹計画（ビジョン及び実施計画）についてご説明いたします。

1 ビジョンの策定経過についてです。

企業団の経営指針である「かながわ広域水道ビジョン」は、外部有識者及び構成団体水道技術管理者から成る検討委員会での検討を終えて、企業団議会の審議でいただいたご意見、パブリックコメントにより、県民・市民の皆様からご意見を反映し、令和3年3月に策定しました。

2 ビジョンの概要（1）策定趣旨についてです。

水道事業では、今後、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれています。また、自然災害、感染症や脱炭素化といった新たな課題への迅速な対応が求められ、取り巻く情勢は一層厳しさを増しています。

企業団と構成団体水道事業者の5事業者は、こうした危機感を共有し、将来に向けて安定給水を確保していくため、「適正な規模」「健全な施設」「安全・安定供給」「低環境負荷」の4つの要素を備えた「最適な水道システム」の実現を目指すこととしました。

6ページの上段、参考1に4つの要素の具体的内容が示されています。後程ご確認ください。

5ページに戻ります。2の（1）3つ目の丸からになります。

そして最適な水道システムの実現に向け、個別の利害を超えて連携して、「水道施設の再構築」「上流からの優先的取水」「水利権の整理と取水・浄水の一体的運用」の取組みを進めることとしました。

これを踏まえ、企業団は、概ね30年後の企業団の将来像とその実現に向けた取組みの方向を示すビジョンを策定しました。

（2）概ね30年後の将来像と企業団の取組みの方向性についてです。

ビジョンでは、概ね30年後の将来像と取組みの方向性を3つの柱としてまとめています。

① 概ね30年後の将来像についてです。

企業団と構成団体水道事業者全体における最適な水道システムの実現に向けて、施設整備の推進と経営基盤の強化により、広域水道としての強みを最大限に発揮していることとしました。

② 企業団の取組みの方向性

I 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理についてです。企業団と構成団体水道事業者の浄水場の統廃合などを行う「水道施設の再構築」において、企業団は浄水場増強

と送水管整備を行います。併せて、浄水処理と水質管理の強化、CO<sub>2</sub>排出量の削減等の取組みや施設の健全性確保のための計画的な修繕・更新を進めます。

水道施設の再構築については、6ページ下段の参考2の図に施設能力の現状と目指す姿のイメージが示されておりますので、後程ご確認ください。

再び5ページに戻ります。

Ⅱ 自然災害や多様なリスクへの対応強化についてです。施設の耐震化や浸水・停電対策のほか、訓練や構成団体水道事業者との情報共有など、ハード・ソフト両面から多様なリスクに対応できるよう取組みを進めます。

Ⅲ 経営基盤の強化についてです。事業費の平準化や計画的な投資財源の積立などの長期的視点による財政運営や官民連携手法の活用、脱炭素化への対応、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進などに取り組むほか、事業推進に必要な人材の育成・確保など、経営基盤の強化を進めます。

7ページをご覧ください。

### 3 実施計画（令和3～7年度）の概要。

（1）実施計画の位置づけについてです。実施計画は、ビジョンに示した企業団の3つの取組みの方向性について、10年後に到達すべき状態を目標としたうえで、5年間で取り組む具体的な施策とスケジュールを示したものです。

（2）実施計画の概要についてです。企業団及び構成団体水道事業者は、「最適な水道システム」の実現に向け、協力して水道施設の再構築に取り組みます。その中で、企業団の浄水場増強や管路整備、上流からの優先的取水などについて、構成団体水道事業者とともに検討し具体化を進めます。

また、計画的な修繕・更新による施設の老朽化対策に取り組むとともに、維持管理性を向上させるための施設改良に着手します。

自然災害や多様なリスクへの対応を強化するため、耐震化や浸水対策・停電対策などの施設整備、組織対応力の強化などについても着実に実施していきます。

さらに、長期的な視点に立って、施設整備を支える財源や人材の確保を図るとともに、既存業務の見直しや、IoT/ICTの活用による業務改善などの経営基盤の強化に取り組みます。

7ページ中段に、実施計画の5年間の主な取組みと、10年後の主な目標・到達点を示しております。また、7ページ下段には、実施計画の事業費の当初計画値を示しております。後程ご確認ください。

(3) 財政運営の方針についてです。将来に向け、財政基盤を強化するため、収支均衡と適正な資金の確保を両立します。

(4) 経営基盤の強化の取組みについてです。計画的な財源の確保として、平成28年4月1日適用の料金を維持するとともに、利益を建設改良のために積み立てるなどにより、将来の事業運営や施設整備に必要な財源を確保します。また、国庫補助金の制度拡充・要件緩和等について、構成団体水道事業者と連携して、関係省庁等に要望します。

企業債の発行抑制について、施設整備費への企業債の充当率を40%以下に抑制し、後年次の元利償還金負担を軽減します。

施設整備費の平準化と適正料金の検討について、次期実施計画以降の施設整備費の平準化と適正な料金のあり方について、構成団体水道事業者と協議します。

継続的な取組みについて、業務の見直し、委託の拡大、ICTの活用等の経営改善に継続的に取り組み、経常経費を抑制します。

(5) 実施計画期間中の財政状況についてです。料金収入については、中長期的な減少の傾向は続くものの、構成団体水道事業者の施設更新等に伴う一時的な供給水量の増加が予想されることから、横ばいに推移する見通しです。

損益については、経常経費の抑制、着実な企業債償還や、企業債発行抑制による支払利息の減少により、黒字は維持できる見通しです。

資金については、計画期間最終年度の令和7年度末で約104億円を見込んでいますが、動力費の高騰に加え、水道施設の再構築等により、令和8年度以降の建設改良費が大幅に増加する見込みのため、資金の確保が大きな課題となります。

財政収支見通しについては、後程ご確認ください。

(6) 進捗管理についてです。今年度は外部有識者による評価委員会を設置し、外部の視点から、前半3年間の各取組みの実施状況を評価します。

以上で私からの説明を終わります。

## ○森委員長

津田総務部長

## ○津田総務部長

私からは9ページでございます、Ⅲ 令和5年度予算の概要についてご説明いたします。

1 令和5年度予算における取組みの方向性ですが、ゴシック文字に記載のとおり、令和5年度は実施計画の中間年であり、「かながわ広域水道ビジョン」に掲げる最適な水道システムの実

現等に向けて、下記の丸で示したビジョンに掲げた3つの取組みの方向性に沿って、各事業を着実に実施する予算を編成いたしました。

2 令和5年度予算における主な取組みについてご説明いたします。(1)最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理の取組みでは89億7,000万円を計上し、アに示した浄水場の増強と送水管等の整備に向けて、5事業者で共通の施設整備計画の策定を行っているところです。

また、イに示した安定的かつ効率的な水運用と原水の確保では、ダム及び取水堰の堆砂対策や、上流水利権の有効活用に取り組み、ウでお示したとおり効率的な点検を行うとともに、施設の修繕や更新工事については、計画的に実施して参ります。

次に、(2)自然災害や多様なリスクへの対応強化の取組みでは、23億8,000万円を計上し、表のとおり、令和5年度に主要施設の耐震化を完了する予定で事業を進めています。

このほか、浸水対策や停電対策にも記載のとおり、着実に進めております。

次に(3)経営基盤の強化の取組みですが、3億2,000万円を計上し、アに示した事業環境の変化に応じた事業運営では、脱炭素化に向けた取組みとして、神奈川県が取り組む森林再生パートナー制度へ参画し、水源の環境保全に貢献していきます。また、官民連携の取組みでは、伊勢原浄水場の運転維持管理業務委託を継続するとともに、私どもスマート化と言っていますが、委託の受注業者と共同で運転管理の一層の効率化について検討を行っていきます。

また、イの創造力・活力のある職場づくりでは、DX推進に向けた取組みとして、事務系ネットワーク PCの更新や無線通信環境の整備を行うとともに、電子決裁・文書管理システムを導入し、業務の一層の効率化を図って参ります。

10 ページをご覧ください。3 令和5年度予算規模等です。上の表をご覧ください。

令和5年度予算規模は、動力費等の生産コストの増により対前年度比29億円増の661億円となっています。

また、料金収入が前年度比5.7億円と、若干増額となる一方で、損益は、動力費等の生産コストの増により、前年度比26億円減の23億円を見込んでいます。この結果、累積資金残高も前年度比43億円減の54億円を見込んでいます。

なお、企業債残高につきましては、相模川水系建設事業に関わる企業債の償還が進んでいるため、前年度比104億円の減の、580億円を見込んでいます。

下の表は要素別に、令和4年度当初予算費等を比較したものでございます。

11 ページをご覧ください。参考として、現在の経営状況と今後の課題をお示ししております。

上段左のグラフをご覧ください。

黄色の棒グラフの企業債残高は、元利償還が進んだことなどによって、着実に減少しています。一方で、右の図のピンクの棒グラフのとおり、損益は、黒字の額が減少傾向にあり、これに伴い、グリーンの折れ線グラフの累積資金残高も減少傾向にあります。

なお、このグラフの令和4年と5年の数値は、当初予算の数値が入っているのですが、一方で現在の令和4年度決算の認定に向けた作業を進めている中では、損益・累積資金残高のいずれについても、グラフに示した実施計画を上回る状況、つまり、経営状況としては改善傾向にあると見通しております。しかしながら、2 今後の課題のところ、グラフで5年ごとの建設改良費をお示ししておりますが、こちらのグラフの令和8年度以降を見通した場合には、再構築事業が本格化し、費用が増加いたします。また、そのほかにも動力費の高騰などの懸念要素があることから、厳しい経営を強いられる可能性もございます。

これらのことを踏まえまして、青い四角の囲みに今後の課題を具体的に3つ示しました。

一つ目が、将来に備えた資金確保が不十分であること。

二つ目に、施設の老朽化が進行していること。

三つ目に、施設整備を担当する技術職員の確保が困難な状況にあること。

これらの課題に重点を置いて、企業団としては再構築事業の本格化に向けて、取組みを進めるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

## ○森委員長

依田建設部長。

## ○依田建設部長

12 ページをお開きください。IV 神奈川県内の水道事業をめぐる動き。

1 神奈川県水道広域化推進プランについてです。平成30年12月に改正された水道法では、水道の基盤強化を図るため、都道府県の責務として、水道事業者の広域的な連携を推進することなどが定められています。また、この取組みを進めるため、国は、各都道府県に対し、令和4年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請しています。

神奈川県では、令和3年度から県東部、県央部、県西部の3圏域の地域特性を生かした検討を進め、水道事業者や有識者による検討会での意見を踏まえつつ、パブリックコメントを経て、令和5年3月にプランを策定しています。

5事業者で従前から検討している水道施設の再構築や、上流取水の実現等に向けた取組みは、このプランにおける県東部圏域の取組みに位置付けられています。

神奈川県広域化推進プランの概要についてです。今後の広域化の推進方針は、多様な広域連携を促進し、将来にわたって県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組みを推進するとしています。

水道事業者の主な取組みとして、県東部圏域は、5事業者による水道システムの再構築に係る取組み。県中部・県西部圏域は、管理の一体化に係る連携方針の検討となっています。

13 ページをお開きください。

2 5事業者の「施設整備の概要」についてです。5事業者は、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて、将来を見据えた「水道システムの再構築」の検討を進めています。

「施設整備の概要」は、5事業者でこれまで検討してきた水道施設の再構築に必要となる「施設整備」について、令和5年5月に取りまとめたものです。

今後は、具体的な「費用負担」や「工程」などの検討を進め、令和5年度中に5事業者共通の施設整備計画を策定します。

5事業者の「水道システムの再構築」の目標についてです。水道施設の再構築、上流取水の優先的利用、取水・浄水・送水の一体的運用の取組みの方向性について、目標や効果を示しています。

詳細は後程ご確認ください。

施設整備の考え方、浄水場の施設整備についてです。老朽化に伴う施設の更新時期などを踏まえ、水道事業者の寒川・小雀・有馬の3浄水場の廃止を想定しています。また、3浄水場を廃止することにより、不足する水量は相模川と酒匂川の2水系から取水可能な企業団浄水場を強化して補うこととしました。強化する企業団浄水場は伊勢原、相模原、綾瀬の3浄水場です。

なお、右の図は、令和4年度末までに5事業者の検討により設定された、将来確保すべき浄水場能力となります。将来の計画1日最大給水量に事故、災害、施設更新時などに必要となる予備力を加えて設定しています。現在5事業者で日量428万立方メートルある浄水場の能力を、令和37年度末までに日量約332万から345万立方メートルまでダウンサイジングします。4水道事業者の浄水場能力を減らし、企業団の浄水場能力を強化しますが、トータルで約2割削減効果を得ることが可能です。

送水管路の施設整備についてです。水道事業者の3浄水場廃止に伴い、企業団浄水場からの送水に必要となる管理や事故・災害時などにおいても、可能な限り給水の安定性を確保するため、バックアップ機能向上のための管路等について検討し、この取組みの中で整備が必要な送水管路等を選定しました。その結果、バックアップ可能率は現状の69%に対し、施設整備完了後は96%まで向上する見込みです。

14 ページ上段に主な送水管路等の選定結果を示しています。後程ご確認ください。

施設整備の効果についてです。「11 浄水場を各事業者が独自に更新した場合」と、「再構築により8 浄水場へ統廃合した場合」の施設整備費等を比較し、効果として算出しました。施設整備費の削減効果として902 億円。維持管理費の削減効果として、年間24 億円。CO2 排出量の削減効果として、年間2万6,700 トンの削減効果が得られる見込みです。

以上で私からの説明は終わります。

#### ○森委員長

以上で業務状況関係の説明が終わりました。

それでは、日程第3について質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言をお願いします。

花上委員。

#### ○花上委員

それではですね、何点か質問させていただきたいと思います。

私も神奈川県内広域水道企業団の議員をですね、今回で3回目ですかね、務めさせていただいて参りましたが、県民にですね、安定供給で健全財政、将来のですね、水道企業団のビジョンをしっかりと作っていくと、こういう取組みについて関わりを持って参りましたが、それがですね、今ご説明いただいたような形で、ビジョンがしっかりですね、打ち出されたということについては、これは県民にとってね、本当にありがたい話だなということだというふうに思います。

それで今ご説明いただいた中でですね、最後に説明があった5事業者の水道システムの再構築の取組みですね。これ大変大事な話でございますので、この点について何点か質問させていただきたいと思います。

いずれにしろ大事なことは、構成団体がともにオール神奈川で取り組んでですね、しっかりと、この県民の将来の水道供給、これについてですね、方向性を打ち出していく。そうした取組みが重要だと。このことについて、この議会でも私も述べさせていただいたことがありますが、当然それを念頭に置いてですね、この事業を進めておられると。こういうことだと思

が、先ほどの説明にあったようにですね、費用負担についてですね。費用負担について、施設の再構築事業によって5事業者が受けるメリットもこれがですね、必ずしも5事業者の同じようなメリットということでもないのではないかと。5事業者によっては、対応にですね、公平性が欠けるのではないかと思うようなことがないのかどうかですね。そのあたりが大変重要だと思いますので、5事業者が合意できるかどうか、これが一番の課題だというふうに思っております。先ほどご説明いただいたような内容で、この現在の費用負担についてですね、検討状況、それから今後の取組みの考え方。これについてですね。これは企業長でしょうか。ご説明いただければというふうに思いますが、どなたでも結構ですが、ご説明いただければというふうに思います。

**○森委員長**

依田建設部長。

**○依田建設部長**

ただいまご質問いただきました、費用負担のあり方につきましては、現在、構成団体と議論している最中でございます。

一つの手法として、再構築事業によるメリットに応じた費用負担方法について検討はしましたが、再構築事業による給水の安定性の向上など、数値化が非常に難しいといった要素もございました。

現在はですね、過去の実績を踏まえまして、現行の企業団からの受水量を基本として、受水費で負担している案を中心に検討を進めている状況でございます。なお、企業団としてもですね、施設整備費の縮減や平準化、国庫補助の導入などに積極的に取り組み、各構成団体の費用負担をできる限り抑制できるよう努めて参りたいと思います。

**○森委員長**

花上委員。

**○花上委員**

ご説明ありがとうございました。

再構築に関わる施設整備費ですね。これについては、企業団に払う受水費によって、各構成団体が負担する、そういう方向で検討が進められているという先ほどのご説明でありましたが、そうすると各構成団体の水道事業経営にもですね、少なからず影響を及ぼすと、こういうことになるというのは当然だと思います。



そのためには、各構成団体の議会へもしっかりと説明をしていく必要があると。このように考えますけども、このあたりについては、5事業者間でですね、どのような議論がなされているのか、ご説明いただければというふうに思います。

○森委員長

津田総務部長。

○津田総務部長

ご指摘いただいたとおりですね、各構成団体の水道事業経営にも大きな影響を及ぼすものというふうに考えております。そのためですね、これまで以上に丁寧に各議会に説明していくことを、5事業者で申し合わせております。

具体的には議会での説明にあたっては、各構成団体の議会開催日程が異なっており、若干ずれは生じますが、できる限り、各議会に説明する内容ですとか、時期を統一して説明していくこととしております。

○森委員長

花上委員。

○花上委員

ありがとうございました。

4つの構成団体へ、議会への説明についてですね、今ご答弁いただきましたが、情報提供にですね、差が出るということはね、好ましくない。当然そう思っておられるというふうに思いますけれども、足並みそろえてですね、タイムリーな説明をしていくということが大事だと思います。

ところで説明資料の13ページの施設整備の考え方、これを読みますと、寒川・小雀・有馬この3つの浄水場の廃止を想定してます。このような説明がありますが、確かに横浜市会でもですね、我々が説明を聞いてきたのは、小雀浄水場の廃止について、その方向性で検討を進めている。このような、水道局から説明は聞いてきました。しかしその説明にとどまっておりますのでですね。廃止と決まったわけではないと、現状ではそのような見解をですね、お聞きしているところでもあります。そこで企業団としてはですね、このような横浜市、どういうプロセスを経て、いつごろに小雀浄水場の廃止をですね、決定しようと考えているのか。これは山隈副企業長にお伺いした方がよろしいかと思いますが、何か横浜市の方から聞いてることがありますでしょうか。教えていただきたいとします。

○森委員長

山隈副企業長。

#### ○山隈副企業長

先ほどの建設部長の答弁にもありましたとおり、今まさにですね、再構築に係る施設整備の費用負担方法について、5事業者で詰めの作業を行っているところでございます、それが決定いたしますと、横浜市において、小雀浄水場を更新した場合と、廃止して再構築事業を行った場合との費用負担を比較し、併せて、その後の維持管理費用、それからバックアップ率、それからCO<sub>2</sub>排出量、こういったものを比較検討した上で、総合的にどちらにするかを判断する、というふうに聞いております。

なお、判断の時期でございますが、小雀浄水場は横須賀市との共同施設でございますので、横須賀市との調整が必要なことから、現段階ではまだ具体的に決まっていはいないというふうに聞いております。

#### ○森委員長

花上委員。

#### ○花上委員

今のご説明のとおりですね、横須賀市と共用というかね、そういう浄水場でありますので、当然横須賀市さんとですね、協議を整えていくと、そういうことが必要だろうと思うので、現状ではですね、まだ決定をしてないということではありますが、これはもう年度内の早い時期にはですね、決めていかなきゃならない。そういうことではないかというふうに思いますが。その認識についてはね、当然、当局もお考えだと思いますけれども、年度内のいつ頃にですね、決定してもらいたいという要望を横浜市や横須賀市さんにですね、お話をされているのか。この点わかれば教えてもらいたいと思います。

#### ○森委員長

山隈副企業長。

#### ○山隈副企業長

横浜市としてはですね、先ほども申しましたが、その施設整備費の費用負担方法が決まればですね、できるだけ早い時期に廃止するのか存続するのか決定をしたいと言っております。

それで、その時期についてはですね、先ほどもちょっと説明ございましたけども、今年度内に施設整備計画を私どもとしては作るというのは、大きな目標でございますので、それに加えて、その計画に基づいて来年度からですね、動き出さなきゃいけない部分もあると思います。

そうすると予算も関係して参りますので、少なくとも秋ぐらいまでにはですね、決めていただけるとありがたいというのが、企業団の考えでございます。

○森委員長

花上委員。

○花上委員

ありがとうございました。

いずれはですね、横浜市も小雀浄水場については廃止を正式に決定していかなければならないというようなそんなニュアンスの考え方があるように聞いておりますけれども、再構築事業が始まっていくことがほぼ確実な状況になっていると。こういうことでありますので、横浜の市議員としてはですね、今後の進め方について、特に3つの点をね、要望しておきたいと思っておりますので、企業長ですね。頭の中に入れておいていただきたいと思っております。1つはですね、企業団が施設整備の主体になっていくわけでありまして、ささいな情報でもしっかりと構成団体に提供して共有すると、このことが大事ではないかと。これが1点ですね。

2つ目が、計画で決まったことだからということではなくですね。状況に応じて柔軟に見直して対応していくこと。これが大事ではないかと。

そして3点目にはですね、構成団体に費用負担を求める前に、企業団としてですね、一層の経営努力をすることも、肝要ではないかと、このように思うわけですね。

この3点についてですね、企業長の所感を伺っておきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○森委員長

浅羽企業長。

○浅羽企業長

今後、企業団が施設整備の中心的な役割を担いながら、この再構築を進めていくわけでございます。その前提には企業団が、この4構成団体から信頼し続けていただける、これが一番大事なことだと思っております。そのためには、今、委員お話しの3点につきましては、情報の共有、それから我々の経営努力、さらには、計画に応じた柔軟な見直し。これはあくまで30年後の世界でございますので、その間いろんなことが社会情勢の変化もあるかもしれません。そういう中においては、やはりその都度その都度柔軟に見直すという姿勢も大事ですので、そういうことをしっかりと念頭に置きまして、今ご指摘いただきました3点のことを肝に銘じてまいりたいと考えております。

## ○森委員長

花上委員。

## ○花上委員

今ご答弁ありがとうございました。最後にいたしますが、施設の再構築後、これは資料の13ページに書いてありますが、企業団からの給水量が現行の5割からですね、7割に増えると。こういう予測が立てられております。つまり企業団は今後ですね、市民や県民への給水における、これまで以上に大きな役割と責任を持っていくと、責任を担っていくと、こういうことになるというふうに思うわけでありますが、そのことについてですね、企業長としては、相当な覚悟をお持ちではないかというふうに思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

## ○森委員長

浅羽企業長。

## ○浅羽企業長

人口減少、またそれに伴います水需要の減少、また水道施設の老朽化、さらには、人材の不足に加えまして、脱炭素といった課題もございまして、今まさに水道事業を取り巻く環境は今後も厳しさを増していくものと認識をしております。

こうした状況を踏まえまして、繰り返しになりますが、将来の水需要に合わせて、現在の水道施設をダウンサイジングしていくとともに、新たな送水管路などを整備し、廃止する浄水場の給水エリアの給水管の設置ですとか、災害時のバックアップ体制の充実を図り、さらには、河川の上流からの取水をできるだけ優先をして、ポンプ等の電力消費を抑える、いわゆる脱炭素化を図る一連の再構築の取組みを現在、横浜市と構成団体とともに進めているところでございます。

この一連の再構築の取組みは、現在の水道事業を取り巻く課題の改善に大きく貢献するものでございますので、何としてでもやり遂げなければならないと強く認識をしております。

このため、まずは今年度策定予定の施設整備計画を構成団体と連携し、しっかりとまとめ上げ、来年度以降、計画に基づき、着実に再構築を実施して参ります。また、再構築を進める過程では、今後、構成団体の浄水場は廃止いたしますが、一方では企業団の浄水場は増強する。また、新たな送水管路等の整備と企業団の施設の整備量と、また整備費用ともに増大をして参りますので、施設整備費のできる限りの縮減、また平準化を図りますとともに、国庫補助金の導入ですとか、企業債の発行など、長期的な視点に立った財政運営、さらには、人材育成。これにつきましてもその確保等に取り組んで参ります。

この一連の再構築の取り組みにより、議員のお話のとおり、企業団から構成団体への給水量が現在の5割から7割に増えて参ります。このことは、これまで以上に企業団は大きな役割と責任を負うこととなります。このため企業団といたしましては、私を初めとして、職員一人一人がその責務を強く認識するとともに、構成団体の期待、これはひいては県民・市民の皆様の期待にこたえていく。こういう気概を持ってこの一連の再構築に取り組みまして、結果として5事業者全体の「最適な水道システム」の実現にしっかりとつなげてまいります。

○森委員長

花上委員。

○花上委員

ご答弁ありがとうございました。決意のほどをですね、伺って、大変頼もしく思っております。ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。ありがとうございました。

○森委員長

他にご質疑はございますか。

木庭委員。

○木庭委員

すいません。私も水道企業団の議員は初めてですので、ちょっと素朴な疑問になってしまうかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず9ページのところの令和5年度予算における主な取組みの(1)イの部分で、ダム及び取水堰の堆砂対策というのがございます。これ今、どの程度溜まっていて今後どのように、浚渫等を計画をされてるのか、教えていただきたく思います。

○森委員長

村山浄水課長。

○村山浄水課長

現状ですね、ダムの堆積の状況ですが、三保ダムにつきましては総貯水量の18%。宮ヶ瀬ダムにつきましては、こちらの方も総貯水量の3%となっております。

これにつきましても、台風等でですね、増減はありますけれども、県・国が浚渫を行いながらですね、しっかり今現在でもですね、治水機能には支障が出るようなことがない、そういう状況でですね、計画を立ててございます。

○森委員長

木庭委員。

## ○木庭委員

今そのように計画をされていると伺って安心をいたしました。やはり昨今、やっぱりゲリラ豪雨であったりとか本当に大きな水害が発生しております。

その大きな一つの要因ともいえるとは思いますが、やはり堆積してる土砂等の浚渫がなかなか進んでいない、また浚渫してもまたすぐたまってしまうというイタチごっこもありますけれども、やはりその取水堰のところ部分なんかもそうですけれども、やはりしっかりとそういう管理を行うことで、本来計画されているものは維持できるのかなと思いますので、そこは丁寧にとしっかりと取組みをしていただきたいと思います。

あともう1点。7ページなんですけど、事業費の部分で、その一番下の表の危機管理の部分が、令和7年度からがくんと金額が減ってるんですけども、ここはなぜこのように、その危機管理対策費が減少しているのか、その理由について伺わせていただきたいと思います。

## ○森委員長

菱山財務課長。

## ○菱山財務課長

7ページの事業費の年割りで、令和7年度に危機管理の数字が非常に下がっているという部分についてのご質問だと認識いたしました。

こちらにつきましては、危機管理として、耐震化、それから浸水・停電・テロ対策いろいろな項目が混ざったものとなっておりますが、令和6年度までに相模原ポンプ場で大きな施設の更新が一旦区切りがつく関係で、令和7年度については少し数字が下がっているという状況でございます。

## ○森委員長

木庭委員。

## ○木庭委員

ご説明ありがとうございました。

日本ではね、このようなことないと思いますけれども、先般ウクライナでもダムが破壊をされて、大変な洪水の被害が生じているということがございます。日本の場合はね、おそらく地震なんかで、ダムの壁が決壊してしまっということが起こりうるかもしれないということもございますし、そうした意味でね、危機管理はしっかりと手を抜かずに行っていただきますよう要望させていただきます。

○森委員長

他にご質疑ございますか。

桐生委員。

○桐生委員

1点だけ聞かさせていただきます。先ほどは花上委員も質問してましたが、費用負担のことですね。今後、しっかりと調整を図っていく、また、企業団の負担も考慮しながら進めていくということですが、これ国庫補助っていうのはかなりの重要性を見ると思うんですが、これにつきましてはどうなふうにお考えですか。

○森委員長

入江企画調整課長。

○入江企画調整課長

再構築に関わる補助金の状況ということですね、申し上げます。

再構築に関わる厚生労働省の交付金というのはございますが、企業団側の交付を受けるための要件がですね、かなり厳しいというのがあります。例えば採択要件でですね、1立方メートル当たりの将来の投資関係費用、減価償却費とか支払利息が当たるんですけども。そういったものが幾ら以上とかですね、例えば用水供給事業は、70円以上とかいうときは、今現状62円ぐらいなんですけども、そういった要件を満たさないとかですね。同一系統で3施設を廃止しなきゃいけないとか、そういった要件がございまして、現状では交付を受けられないといった状況となっております。そのためですね、現在、厚生労働省に対してですね、5事業者で連携して、再構築の取組みが水道事業の基盤強化に繋がる有効な広域連携策だということで、財政支援制度の創設を提案させていただいているところでございます。

またですね、来年度からお聞き及びのとおり、水道の基盤強化を図るために、水道行政が国土交通省と環境省の方に移管されるという動きがございまして、来年度から下水道とですね、他のインフラを合わせまして、一体的な整備の促進がかなり期待されますので、現在ですね、国土交通省に対しましても、水道事業の基盤強化を図るうえで5事業者の再構築の取組みが有効であることを訴えまして、財政支援の要請をさせていただいているところでございます。

○森委員長

桐生委員。

## ○桐生委員

大変厳しいね、今の再構築の進め方では、厚労省の方としては、規定外のことを進めてるようなニュアンスを国が考えてるようではありますが、この辺をしっかりと、大変だと思いますけどちょっと説得していかないと、この神奈川県、もっと前から始めてるわけですから再構築を。この辺は国が今後こうしますと、ちょっとずれがね、かなりあるようですから。神奈川県のこの進め方がモデルになるぐらいのね。ちょっと頑張ってくださいたいな。そして予算も受け取ってくださいよ。我々も支援させてもらいますけども。

## ○森委員長

浅羽企業長。

## ○浅羽企業長

まさしくこの再構築を進めるにあたって、国庫補助事業をいかに獲得していくかというのは、この水道用水の供給の費用も少なくするためには、結構な効果があると考えております。

ただいま申し上げたように、厚生労働省の補助制度、あまり現在、我々の再構築ではなかなか使えるメニューがないというような状況ではございますが、これはどうなるかわかりませんが、来年度からは国土交通省に水道事業が移管をされます。国土交通省は、やはりパイの大きさもそうですが、やはり財政的な折衝というものも非常に長けていると、私ども、今まで経験上、認識しておりますので、何とかそこで総合的な支援がいただけないか、ということで、今年度からも働きかけをしている最中でございます。

先週も国土交通省の下水道部長さん以下、下水道企画課長さん、下水道事業課長さんに面談をさせていただきまして、今現在神奈川県が取り組んでいる状況と、さらには、こういう水道の広域化、これダウンサイジングも広域化の一つでありますので、この広域化を進めるための一番のネックとなる部分については、補助の制度を作ってください、これが広域化がどんどん進んでいくようなキーとなるような、そういうものを作ってくださいないかと、こんな要望も重ねてきたところでございます。

こういう取組みを、来年度から本格的に国交省になりますけども、この国交省に対してどのような形でアピールをしていけばいいのか、また議員の皆様方ともご相談をさせていただきながら、ご支援も受けながら、何とか進めていきたいとかように思っている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○森委員長

桐生委員。



○桐生委員

事前通告をしてなかったものですから、急な質問で大変恐縮でしたが、浅羽企業長から力強いお言葉をいただきまして、しっかりとやっていただきたいとこのように思います。

よろしくをお願いします。

○森委員長

他にご質疑はございますか。

○森委員長

質疑ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

日程第3、業務状況関係の調査について、おはかりいたします。

日程第3については、今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中調査を継続することにいたしたいと思っておりますので、議長あて申し出ることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。

次に、日程第4、県内調査及び県外調査についてを議題といたします。

今年度に予定をしております、県内調査及び県外調査の日程等、委員長案をお手元に配付しておりますので、事務局に説明をさせます。

○大江事務局長

それではお手元の令和5年度広域水道常任委員会県内調査日程案をご覧ください。

調査日は令和5年8月2日水曜日。調査先は、相模川水系広域ダム管理事務所、社家取水管理事務所、広域水質管理センターの3ヶ所で、集合場所は企業団三ツ境庁舎となります。

次に、日程ですが、9時30分に三ツ境庁舎を出発し、最初の調査先である宮ヶ瀬の相模川水系広域ダム管理事務所に向かいます。到着後は、宮ヶ瀬ダムの概要説明、施設調査等を行い、午前の調査を終了いたします。午後は14時から企業団の施設である社家取水管理事務所と広域水質管理センターにおいて、施設の概要説明、施設調査を行った後、質疑を行い、常任委員会県内調査を閉会いたします。全日程の終了時刻は三ツ境庁舎に到着いたします、16時45分ごろを予定しております。

県内調査については以上でございます。

続きまして、県外調査についてご説明いたします。

お手元の令和5年度広域水道常任委員会県外調査実施要領（案）をご覧ください。

調査内容は、水道事業の現況と用水供給事業についてとなります。

調査日は令和5年12月21日、22日の2日間。調査先は広島県水道広域連合企業団を予定しております。

詳細日程は現在調整中でございますので、決まり次第、皆様にご報告いたします。

なお、実施計画書及び調査報告書につきましては、常任委員長から議長あて提出いたします。

以上でございます。

#### ○森委員長

それでは、県内調査につきましては、委員長案のとおり、8月2日水曜日に行くということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

なお、県内調査につきましては、時節柄暑さが予想されるため、軽装での参加をお願いいたします。

次に県外調査につきましては、実施要領（案）のとおり、12月21日、22日の2日間の日程で行うこととし、調査先につきましては、広島県水道広域連合企業団とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○森委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本委員会の正副委員長互選結果報告書、閉会中継続調査申出書の案文につきましては、正副委員長にご一任を願います。

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。

まことにお疲れ様でございました。